平成元年神審第１１７号
漁船栄吉丸機関損傷事件　〔簡易〕

言渡年月日　平成２年３月２３日
審　判　庁　神戸地方海難審判庁（降幡泰夫）
副 理 事 官　大山繁樹

損　　害
過給機の排気入口ケーシング冷却壁に破孔

原　　因
主機の整備点検不十分

裁 決 主 文
　本件機関損傷は、主機過給機の冷却壁の肉厚が計測されず、同壁が著しく薄くなったまま使用されたことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

適　　条
海難審判法第４条第２項同法第５条第１項第３号

裁決理由の要旨
（事実）
船 種 船 名　漁船栄吉丸
総 ト ン 数　４２トン
機関の種類　過給機付４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関１個
出　　力　４４１キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　機関長
海 技 免 状　五級海技士（機関）免状（機関限定）（旧就業範囲）

事件発生年の月日時刻及び場所
昭和６３年１０月２３日午前６時１０分ごろ
福井県三国漁港沖合

　栄吉丸は、昭和５２年１２月進水した、沖合底引網漁業に従事する漁船で、主機として、定格回転数毎分７５０の過給機付ディーゼル機関を装備しており、過給機は、Ｂ社製のＶＴＲ－１６０型と呼称す

る軸流排気タービン過給機で、本体が排気入口ケーシング、タービン車室及びブロワケーシングから成り、排気入口ケーシングとタービン車室には冷却水ジャケットがあって、主機本体冷却用の冷却水ポンプとは別に設けられた主機駆動の冷却水ポンプにより、潤滑油冷却器及び空気冷却等を経て海水が送られるようになっていた。

受審人Ａは、本船新造時から機関長として乗り組み、同５７年１１月に主機過給機を新替えして運転を続けていたが、同６０年１０月、排気入口ケーシングの冷却壁に破孔が生じたので、同ケーシングを新替えし、その後毎年同機を開放整備して運転していたところ、同ケーシングの冷却壁が再び経年衰耗し、同壁下側の冷却水入口付近の肉厚が取扱説明書に記載された使用限度３ミリメートル以下となったが、６箇月毎に冷却壁の肉厚を計測するよう記載されていた同書の注意事項を順守することなく、同６３年８月の定期整備の際もその肉厚を計測しなかった。

こうして本船は、出漁をかさね、同年１０月２３日午前１時ごろ福井県三国漁港を発し、同港の西方５５海里ばかりの漁場に至ったのち、主機を毎分２００回転ばかりにかけ、機関室を無人として引締を開始したところ、更に薄くなっていた前記冷却壁の下側に破孔が生じて冷却海水が排気側へ漏出するようになり、同６時１０分ごろ、三国防波堤灯台から西微北５５海里ばかりの地点において、食事中のＡ受審人が主機の異音に気付いて機関室に赴いたが、過給機の回転数低下による給気不足で主機が自停した。

当時、天候は晴で、風力１の南風が吹いていた。

Ａ受審人は、ターニングを行ったところ、指圧器弁から海水が噴出するのを認めて運転を断念し、本船は、付近で操業中の他船に引かれて三国漁港に至り、冷却水系統に水圧をかけるなどして漏水箇所を調査した結果、過給機の排気入口ケーシング冷却壁の下部肉厚が著しく薄くなって破孔を生じているのが判明し、同ケーシングを新替えするなどの修理が行われた。

（原因）

本件機関損傷は、主機過給機ケーシングの冷却壁の肉厚が定期的に計測されず、排気入口ケーシングの同壁が経年衰耗して著しく薄くなったまま使用されたことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、過給機の取扱説明書に記載のとおり定期的に冷却壁の肉厚計測を行い、同肉厚が使用限度以下となっていれば早期に衰耗ケーシングを取り替えるべき注意義務があったのに、これを怠り、同機を開放整備する機会に同計測を行わず、排気入口ケーシングの冷却壁が著しく薄くなったまま使用を続けたことは職務上の過失である。